ニチイグループ労働組合
組合規約・規定集

2021 年 10 月 16 日改定

目　次

組合規約……1

役員選挙・選出規定……15

議事運営規定……19

慶弔見舞金規定……22

財務細則……24

役職員給与規定……28

専従役職員服務規定……30

カンパ制度運営規定……32

組合員感謝金規定……34

資金運用管理規定……36

大会代議員選出規定……38

表彰規定……41

統制処分手続に関する運用規定……42

個人情報管理規定……45

ニチイグループ労働組合

組　　合　　規　　約

第１章　総　　則

第1条（名　称）

本組合は、ニチイグループ労働組合（以下組合という）という。

第2条（本部事務局・所在地）

組合の本部事務局は、東京都千代田区西神田一丁目4番5号 東光電気工事ビル5階におく。

第3条（ブロック）

組合は、地域毎又は業務毎にブロックを置く。

ブロックの設置及び改廃については、中央執行委員会が決定する。

第4条（支　部）

組合は、各ブロックに支部を置く。

支部の設置及び改廃については、中央執行委員会が決定する。

第5条（組織構成）

組合は株式会社ニチイホールディングス、株式会社ニチイ学館とグループ各社（以下「各会社」という。）の従業員で構成する。但し、次の者は組合員になることができない。

（１）労働組合法により組合員となれない者

（２）大会の決議により定める組合員の範囲に属しない者。

（３）組合と各会社との間で締結された労働協約により定める非組合員の範囲に属する者。

第6条（法　人）

組合は法人とする。

第7条（上部団体）

組合は全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（総称　ＵＡゼンセン）に加盟する。

第２章　目的と事業

第8条（目　的）

組合は組合員の労働条件、経済的且つ文化的生活の改善向上を図ることを目的とする。

第9条（事　業）

組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）労働協約の締結及び改廃

（２）労働条件の改善向上を図ること

（３）労使協議制を通じて経営民主化を図ること

（４）福利厚生並びに相互扶助に関すること

（５）教養と文化に関すること
（６）同一目的を有する他団体との協力提携に関すること
（７）組合業務に必要な調査並びに研究を行うこと
（８）苦情処理に関すること
（９）社会への参加活動に関すること
（１０）上部団体の方針に基づく活動に関すること
（１１）その他目的達成のために必要なこと

第10条（専門チーム）
前条の事業を遂行するために中央執行委員会のもとに次の専門チームをおくことができる。また、組合活動における時々の必要性を踏まえ、中央執行委員会の決議により分科会を設置することができる。
（１）教育研修活動チーム
（２）組織情報推進チーム
（３）サービス企画チーム

第３章　権利と義務

第11条（均等の取り扱い及び平等の原則）
組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有する。
２　何人もいかなる場合においても人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員としての資格を奪われることはない。

第12条（権　利）
組合員は次の権利を有す。
（１）組合の行事に参加し、利益をうけること
（２）役員その他あらゆる組合代表者の選挙権、被選挙権を有すること。但し、被選挙権について、組合役員の兼務はこれを認めない。なお、正副ブロック長が執行委員を兼務することは除く。
（３）定められた会合に出席して発言し、議決に加わること
（４）各機関と役員の行動について報告を求め、自由に意志の表明をすること
（５）役員が任務を怠ったり、または組合の利益に反する言動があった時は、正当な方法に拠りこれを批判し、または解任すること
（６）組合備え付けの会計帳簿を閲覧すること

第13条（義　務）
組合員は次の義務を負う。
（１）綱領、規約を守り、機関の決定に従うこと
（２）定められた加入金、組合費を定められた方法により納入すること
（３）定められた会議及び行事に出席すること
（４）役員に選ばれたとき、就任をすること（正当な理由なく拒否することはできない）

第14条（資格の取得）
組合員の資格は、入社日より始まる。但し、第5条所定の組合員となることができない者を除く。

第15条（除籍）
１　組合員は次の各号のいずれかに該当するとき、中央執行委員会が除籍の決定をすることにより、組合員資格を失う。
（１）第５条の（１）から（３）のいずれかに該当するに至ったにもかかわらず、当該組合員が脱退届を提出しないとき
２　除籍決定を受けた者は、決定を受け取った日から2週間以内に、大会を名宛人として除籍決定の取消を求める異議申出書を中央執

行委員会に提出することができ、中央執行委員会は異議申出書とこれに関する中央執行委員会見解を直近の大会に提出して、除籍決定の取消の要否について審議を求め、大会は除籍決定を取消すか否かを決する。

第16条（加入の手続き）

組合の加入手続きは、「加入確認票」を委員長に提出する方法による。

第４章　機　　関

第17条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

（１）大会

（２）中央委員会

（３）評議員会

（４）中央執行委員会

第18条（機関の成立及び権限）

各機関は議決権を有する構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は特に定めるものを除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第１節　大　会

第19条（大会の構成及び権限）

大会は組合の最高決議機関であって中央役員及び特別執行委員と大会代議員をもって構成する。ただし、中央役員及び特別執行委員は議決権を有しない。

第20条（大会の開催と招集）

大会は定期大会と臨時大会の２種類があり、定期大会は毎年１回委員長が招集し、臨時大会は中央執行委員会の議決により必要と認めたとき、または組合員の３分の１以上の要求があったときは、１カ月以内に委員長がこれを招集する。

第21条（大会代議員の選出）

大会代議員は5月末日現在の組合員数をもとに、次の方法によって選出する。

（１）各ブロックの組合員700名について１名とし、端数は切り上げる。但し、各ブロック700名に満たなくとも１名は選出する

（２）大会代議員は前項の比率により、その都度各ブロックの組合員による直接無記名投票により選出された者とする

（３）各ブロックの大会代議員立候補者数が各ブロックの大会代議員の定数を超過しない場合には、当該ブロックにおいては、前掲（２）の直接無記名投票を行うことなく立候補者が大会代議員に選出される

（４）大会代議員の選出方法の詳細については、大会代議員選出規定によって定める

第22条（大会代議員の任務）

大会代議員は次の任務を負う。

（１）大会代議員は大会開催の10日前までにその氏名を委員長に連絡するとともに、大会開催１週間前までにブロック組合員に知らせなければならない

（２）大会代議員は大会の経過及び決定された事項についてブロック組合員に報告しなければならない

第23条（大会の告示）

大会の開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、委員長は少なくとも10日前に組合員に告示しなければならない。但し、緊急を要する臨時大会はこの限りでない。

第24条（大会付議事項）

大会に付議すべき事項は次の通りとする。

（１）綱領、規約の改正

（２）年次活動及び事業報告

（３）年次活動方針と事業計画

（４）年次会計報告と予算

（５）会計監査報告

（６）中央役員の選出及び解任

（７）諸規定の制定及び改廃に関する事項

（８）同盟罷業に関する事項

（９）上部団体の加入及び脱退

（１０）組合員に対する統制処分または表彰に関する事項

（１１）組合の合併または解散

（１２）その他特に必要な事項

第25条（大会の決議）

前条各号の内、次のものは直接無記名投票によらなければならない。

（１）第１・６・７・９・１０・１１の各号については大会代議員の直接無記名投票により４分の３以上の賛成を得なければならない

（２）第８号は大会代議員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数をもって決議する。同盟罷業の行使については第95条の規定の手続きによる。

（３）役員選挙・選出規定は別に定める

第26条（大会運営）

大会の運営は別に定める議事運営規定による。

第２節　中央委員会

第27条（中央委員会の構成及び権限）

中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、会計監査を除く中央役員及び中央委員をもって構成する。

第28条（中央委員会の開催と招集）

中央委員会は必要に応じて委員長が招集する。但し、中央委員の３分の１以上の要請があったとき、または中央執行委員会が必要と認めたときは適時開催する。

第29条（中央委員の選出・任期）

中央委員は10月末日現在の組合員数をもとに、次の比率によって選出し、登録制とする。

（１）各ブロックの組合員1,000名について１名とし、端数は切り上げる。但し、各ブロック1,000名に満たなくとも１名は選出する

（２）中央委員の任期は１年とする

第30条（中央委員の任務）

中央委員は中央委員会の経過及び決定された事項についてブロック組合員に報告しなければならない。

第31条（中央委員会の付議事項）

中央委員会に付議すべき事項は次の通りとする。

（１）大会から委任された事項

（２）大会付議事項以外の重要な事項

（３）活動及び事業の報告

（４）ブロックの解散及び設立

（５）上部団体の決議機関に提案ならびに付議された事項

（６）諸規則及び規定の制定及び改廃に関する事項

（７）対外役員及び各種委員の選出に関する事項

（８）組合専従者の給与に関する事項

（９）ブロックの統制に関する事項

（１０）組合員に対する統制処分に関する事項

（１１）同盟罷業に関する事項

（１２）その他の重要な事項

２　前項第（１１）号については、中央委員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数をもって決議する。同盟罷業の行使については、第95条の規定の手続きによる。

第32条（運　営）

中央委員会の運営は議事運営規定による。

第３節　評議員会

第33条（評議員会の構成および権限）

評議員会は中央委員会に次ぐ決議機関であって、評議員及び会計監査を除く中央役員をもって構成する。

第34条（評議員会の開催と招集）

評議員会は必要に応じて委員長が招集する。但し、評議員の３分の１以上の要請があったとき、または中央執行委員会が必要と認めたときは適時開催する。

第35条（評議員の選出・任期）

評議員は次のとおり選出し、登録制とする。

（１）各ブロック２名までとする。

（２）評議員の任期は１年とする

第36条（評議員の任務）

評議員は評議員会の経過及び決定された事項についてブロック組合員に報告しなければならない。

第37条（評議員会の付議事項）

評議員会に付議すべき事項は次の通りとする。

（１）大会から委任された事項

（２）活動及び事業の報告

（３）上部団体の決議機関に提案ならびに付議された事項

（４）諸規則及び規定の制定及び改廃に関する事項

（５）組合員に対する統制処分に関する事項

（６）同盟罷業に関する事項

（７）その他の重要な事項

２　前項第（６）号については、評議員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数をもって決議する。同盟罷業の行使については第95条の規定の手続きによる。

第38条（運　営）

評議員会の運営は議事運営規程による。

第４節　中央執行委員会

第39条（中央執行委員会の開催）

中央執行委員会は会計監査を除く中央役員と正副ブロック長をもって構成し、委員長が随時これを招集する。

第40条（中央執行委員会の議長）

中央執行委員会の議長は、原則として委員長が務める。

第41条（中央執行委員会の権限と任務及び義務）

中央執行委員会の権限、任務及び義務は次の通りとする。

（１）大会及び中央委員会、評議員会の決定事項を執行し、大会に対して責任を負う

（２）組合活動に関する企画、立案

（３）大会及び中央委員会、評議員会に提出する議案の作成ならびに決定

（４）緊急事項ならびに日常業務の処理

（５）中央執行委員会は各ブロックに対し、毎月その活動及び主要な事項、機関の決定を報告しなければならない

第５章　中央役員・特別執行委員・顧問

第42条（中央役員の名称）

（１）組合に次の中央役員をおく。

委員長	１名
副委員長	若干名
書記長	１名
副書記長	若干名
会計	１名
執行委員	若干名
会計監査	２名

（２）中央役員の若干名の人数は、組合活動における時々の必要性等を踏まえ、選挙公示日前迄に中央執行委員会で決定する。

第43条（中央役員の権限及び任務）

中央役員の権限及び任務は次の通りとする。

（１）委員長は組合を代表し業務を統括する

（２）副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する

（３）書記長は委員長の命を受け、事務局を統括し、全般の業務を掌握する

（４）副書記長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはその職務を代行する

（５）会計は委員長の命を受け、会計業務を担当する

（６）執行委員は、正副ブロック長兼務者を含み又、全員が各専門チームの業務及び日常業務を執行する

（７）会計監査は会計を監査し、その結果を大会に報告する

第44条（特別執行委員）

組合に特別執行委員をおく事ができる。特別執行委員は大会、中央委員会、評議員会いずれかの決議を経て委員長が委嘱する。

２　特別執行委員は全員が各専門チームの業務及び日常業務を執行する。

３　特別執行委員の任期は第46条の規定を準用する。

第45条（顧問）

組合に顧問をおく事ができる。顧問は大会、中央委員会、評議員会いずれかの決議を経て委員長が委嘱する。

２　顧問は委員長の諮問に応じる他、組合の要請に応じて諸機関に出席して意見を述べることができる。

３　顧問の任期は第46条の規定を準用する。

第46条（中央役員の任期）

中央役員の任期は、就任後第２回目の定期大会終了時までとし、再選を妨げない。但し、中央役員が任期途中で昇格、異動等によりユニオンショップ協定範囲外の職務についた場合、諸状況を勘案の上で次年度の大会の日まで役員の資格を継続できるものとする。

第47条（役員の辞任）

役員が任期中、止むを得ない事由により辞任するときは、中央執行委員会の議決を経なければならない。

第48条（欠員の補充）

中央役員に欠員が生じたときは、大会にて補充することができる。但し、任期は次の大会までとする。

第49条（公職ならびに上部団体）

組合より上部団体の役員ならびに公職に立候補または就任しようとする場合は中央執行委員会の承認を必要とする。

第６章　ブロック

第１節　ブロックの権利と義務

第50条（権　利）

ブロックに関する事項については、そのブロックで決定を行い執行する権限をもつ。但し、本部機関の範囲を越えてはならない。

第51条（義　務）

ブロックは次の事項については速やかに本部に報告しなくてはならない。

（１）ブロックの諸会議の日程、協議事項及び決定内容

（２）会計報告

（３）ブロック役員の選出、変更

（４）その他臨時に発生する必要事項

但し、ブロック役員の任命は、別に定める役員選挙・選出規定による。

第２節　ブロックの機関

第52条（機　関）

ブロックに次の機関をおく。

（１）ブロック大会

（２）ブロック委員会

第53条（ブロック大会の開催と招集）

ブロック大会は定期と臨時の２種類があり、定期ブロック大会は１年に１回開催するものとする。臨時ブロック大会は必要によりブロック長が招集し開催する。但し、1995年度より当分の間、ブロック大会の開催を休止する。

第54条（ブロック大会の付議事項）

ブロック大会に付議すべき事項は次の通りとする。

（１）大会の付議事項に準じた事項

（２）その他の必要事項

第55条（ブロック委員会の開催）

ブロック委員会はブロック長が随時招集する。

第56条（ブロック委員会の権限及び任務）

ブロック委員会の権限及び任務は次の通りとする。

（１）中央執行委員会より指示された事項の執行

（２）ブロック大会で決定された事項の執行

（３）ブロック大会に提出する議案の作成ならびに決定

（４）ブロック内の活動に関する企画、立案及び執行

（５）その他緊急事項ならびに日常業務の処理

第３節　ブロック役員

第57条（ブロック役員の名称）

ブロックには次の役員をおくことができる。

ブロック長	１名
副ブロック長	１名

ブロック委員　　若干名

第58条（ブロック役員の任務）

ブロック役員の任務は次の通りとする。

（1）ブロック長は執行委員であり、ブロックを代表し業務を統括する

（2）副ブロック長は執行委員であり、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときは、その職務を代行する

（3）ブロック委員はブロックの業務を分担しブロックの運営に当たるとともに、支部リーダーを兼務し、支部の活動を統括する

第59条（ブロック役員の任期）

ブロック役員の任期は次の通りとする。

（1）正副ブロック長の任期は、就任後第２回目の定期大会終了時までとし、再選を妨げない。但し、任期途中で昇格、異動等によりユニオンショップ協定範囲外の職務についた場合、諸状況を勘案の上で次年度の大会の日まで役員の資格を継続できるものとする。

（2）前項以外のブロック役員の任期は１カ年とする。尚、任期途中で昇格、異動等によりユニオンショップ協定範囲外の職務についた場合、諸状況を勘案の上で任期まで役員の資格を継続できるものとする。

第４節　ブロックの統制

第60条（罷業の制限）

ブロックは大会の承認がなければ、独自に罷業を行うことができない。

第61条（重大決議）

ブロックの決議のうち、他ブロックまたは対外的に重大な影響を及ぼすと認められる事項については、予め中央執行委員会の承認を得なければならない。

第62条（ブロックの業務）

ブロックは中央本部の指示による業務を執行する。

第７章　支　部

第１節　支部の権利と義務

第63条（権　利）

支部に関する事項については、その支部で決定を行い執行する権限を持つ。但し、ブロック及び本部機関の範囲を越えてはならない。

第64条（義　務）

支部は次の事項については速やかにブロックを経由して本部に報告しなくてはならない。

（1）支部の諸会議の日程、協議事項及び決定内容

（2）会計報告

（3）支部役員の選出、変更

（4）その他臨時に発生する必要事項

但し、支部役員の任命は、別に定める役員選挙・選出規定による。

第２節　支部の機関

第65条（機　関）

支部には支部委員会をおく。

第66条（支部委員会の開催と招集）

支部委員会は支部リーダーが随時招集する。

第67条（支部委員会の任務）

支部委員会の任務は次の通りとする。

（１）支部活動に関する企画、立案及び執行

（２）その他緊急事項ならびに日常業務の処理

第３節　支部役員

第68条（支部役員の名称）

支部には次の役員をおくことができる。

支部リーダー	１名
副支部リーダー	若干名
支部委員	若干名

第69条（支部役員の任務）

支部役員の任務は次の通りとする。

（１）支部リーダーは支部を代表し業務を統括するとともに、ブロック委員としてブロック委員会の構成員となる

（２）副支部リーダーは支部リーダーを補佐し、支部リーダーに事故あるときは、その職務を代行する

（３）支部委員は支部の業務を分担し支部の運営に当たる

第70条（支部役員の任期）

支部役員の任期は１カ年とする。尚、任期途中で昇格、異動等によりユニオンショップ協定範囲外の職務についた場合、諸状況を勘案の上で任期まで役員の資格を継続できるものとする。

第４節　支部の統制

第71条（罷業の制限）

支部は大会の承認がなければ、独自に罷業を行うことができない。

第72条（重大決議）

支部の決議のうち、他支部に重大な影響を及ぼすと認められる事項については予めブロック委員会の承認を得なければならない。また他ブロックもしくは対外的に重大な影響を及ぼすと認められる事項については予め中央執行委員会の承認を得なければならない。

第73条（支部の業務）

支部は中央本部及びブロックの指示による業務を執行する。

第８章　会　計

第74条（会　計）

会計は次の方法により運営する。

（１）組合の会計は一般会計と特別会計とする

（２）特別会計は、罷業資金確保を目的とした積立金特別会計と、災害対策資金確保を目的とした災害対策資金積立金特別会計と、周年記念事業資金確保を目的とした周年記念事業特別会計と、組合員感謝金資金確保を目的とした感謝金特別会計とし、その他組合が特定の事業を行うために必要あるときは、大会の決議を経て別に設ける

（３）特別会計より一般会計に資金の繰入を必要とするときは、大会の議決を経なければならない

（４）会計に関する細則及び資金運用に関する規定は別に定める

第75条（収　入）

組合の費用は組合費及び寄付金によって賄う。

第76条（組合費）

組合費は次の通りと定め、毎月の給料及び一時金よりチェックオフにより徴収する。尚、チェックオフに同意しないまたはチェックオフでの組合費徴収ができない組合員は持参または振込みもしくは口座引き落としにより定められた組合費を納入しなければならない。

（１）組合費は、基準内賃金（月例賃金・一時金）×0.8%とし、10円未満は切り捨てる。

（２）当月の給与の支給がないものは組合費を免除する。

第77条（組合費の払い戻し）

組合員が納めた組合費は理由の如何を問わず一切払い戻しはしない。

第78条（予算と決算）

予算は年度の初めに大会に提出し、その承認を受けなければならない。また、年度の終わりには全ての財源及び使途等、経理状況を示す会計報告を会計監査並びに組合に委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明書を付して大会に提出し、その承認を受けなければならない。

第79条（賦課金）

特に必要があるときは大会の決議により賦課金を徴収することができる。

第80条（会計年度）

組合の会計年度は毎年9月1日より翌年8月31日とする。

第９章　事務局

第81条（事務局）

組合業務を処理するため事務局をおく。

第82条（専従役職員）

組合は必要に応じ専従役員（会計監査を除く）、参事、職員をおくことができる。但し、参事は三役を3期以上務めた者に限り、委員長の任命により就任する。

第83条（専従者の任免）

専従者の任免については、大会の承認を得なければならない。

第84条（専従役職員の服務及び給与）

専従役職員の服務及び給与については、別に定める専従役職員服務規定、役職員給与規定による。

第10章　弔　慰

第85条（弔慰金）

組合員が死亡した際の弔慰対応は次の通りとする。

中　央　役　員（現職）　：　弔慰金30,000円と生花
正・副支部リーダー（現職）　：　弔慰金20,000円と生花
上記以外の組合員　：　弔慰金20,000円

第86条（弔　問）

組合員本人が死亡した際は、原則委員長が弔問するものとする。

第87条（疑　義）

組合員死亡時の対応について疑義が生じた場合は、三役にて協議決定のうえ対応し、中央執行委員会に報告する。

第11章　賞　罰

第88条（表　彰）

組合員に組合の発展または事業に多大の功労があった場合、若しくは特に模範となるべき行為があった場合は大会の決議を経て表彰する。表彰の方法については、別に定める「表彰規定」による。

第89条（統制処分の対象）

組合は、組合員が次の各号の定めるいずれかの行為又は不作為をしたとき、当該組合員に対し統制権を行使して統制処分をすることができる。

(1) 組合規約、規定、又は、機関の決定に従わず、違反したとき
(2) 組合の統制を乱したとき
(3) 組合の名誉を毀損するか、又は、組合の社会的信用を害する行為をしたとき
(4) 組合の機密事項を他に漏らし、組合に不利益をもたらしたとき
(5) 組合業務、組合員の正当な権利行使、又は、組合員による組合関係職務の遂行を妨害したとき
(6) 組合役員としての地位又は権限を濫用し、組合又は組合員に不利益をもたらしたとき
(7) 組合の財産を不正に利用又は損壊し、組合に不利益又は損害を与えたとき

第90条（統制処分の種類と内容）

1　組合が行う統制処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 戒告　本人に対し文書又は口頭で注意を与え、反省を求める。
(2) けん責　始末書をとり、将来を戒める。
(3) 権利停止　規約に定める組合員の権利のうち、制裁に対する異議申立を除くその余の一切の権利を、1か月以上1年以内の期間を定めて、停止する。
(4) 役員資格停止　中央役員、ブロック役員、又は、支部役員としての資格を停止し、規約に基づく権限の行使及び任務の遂行を禁ずる。
(5) 除名　組合員資格を剥奪し、かつ、その旨を公表する。

2　同一の行為又は不作為について、複数の戒告、けん責、又は、除名の統制処分を受けることはない。

3　統制処分の対象となる行為又は不作為による被害の拡大を防ぐことを目的とする当面の暫定的措置として、権利停止又は役員資格停止の統制処分をなすことを決定することができ、この決定がなされた後に、さらに、同一の理由で除名の統制処分を決定することができる。

第91条（統制処分の決定機関と決定権限）

組合が行う統制処分の決定機関と決定権限は次のとおりとする。

(1) 評議員会　　統制処分対象者に対し、戒告、けん責、又は、権利停止の統制処分をなすことを決定できる。

(2) 中央委員会　　統制処分対象者に対し、戒告、けん責、権利停止、又は、役員資格停止の統制処分をなすことを決定できる。

(3) 大会　　統制処分対象者に対し、戒告、けん責、権利停止、役員資格停止、又は、除名の統制処分をなすことを決定できる。

第92条（統制処分の手続と内容）

組合が行う統制処分の手続と内容は、次のとおりとする。

(1) 調査　　統制処分の対象となる事実の有無とその具体的内容の調査は、中央執行委員会の決議を経て設置された調査委員会が行う。

(2) 調査結果報告　調査委員会は調査結果を中央執行委員会に報告する。

(3) 発議書作成　　中央執行委員会は、統制処分の要否について判断し、統制処分の必要があると判断したときには、求める統制処分の種類（権利停止の場合は期間）及び統制処分の対象となる事実等を記載した統制処分発議書を作成する。

(4) 発議書の付議　戒告、けん責、又は、権利停止を求める統制処分発議書は、評議員会、中央委員会、又は、大会のいずれかに付議することができる。

役員資格停止を求める統制処分発議書は、中央委員会又は大会のいずれかに付議することができる。

除名を求める統制処分発議書は大会に付議する。

(5) 差戻　　統制処分発議書を付議された評議員会又は中央委員会は、第90条により各機関がなすことができる統制処分より重い統制処分をなすのが相当であると判断する場合、統制処分発議書を中央執行委員会に差し戻すこととする。

第93条（統制処分対象者の権利）

1　統制処分の対象とされた組合員は、調査委員会の調査、及び、統制処分の決定機関における審議の場において、弁明する機会を与えられる。

2　評議員会が行った統制処分決定に異議のある組合員は、異議申立を行い、中央委員会に対し統制処分決定の取消しを求めることができる。

3　中央委員会が行った統制処分決定に異議のある組合員は、異議申立を行い、大会に対し統制処分決定の取消しを求めることができる。

第94条（中央執行委員会規則）

第91条及び第92条所定の手続に関する詳細は、中央執行委員会が制定する規則により定める。

第 12 章　同盟罷業

第95条（同盟罷業の行使）

第24条及び第25条及び第31条及び第37条の規定により大会及び中央委員会及び評議員会の決議に基づき、同盟罷業を行使することについて決議する場合は、組合員の直接無記名投票を行い有効投票数の過半数の賛成を経なければならない。

2　前項に定める投票行為を行う際は、次の各号に定める内容について組合員に明示しなければならない。

（1）同盟罷業の具体的な時期及び方法

（2）同盟罷業の行使について、上部団体の命令に委ねる場合はその旨

第 13 章　個人情報管理

第96条（個人情報管理）

組合員の個人情報の管理については、別に定める「個人情報管理規定」による。

第14章　付　則

第97条（細則の制定）

規約施行についての必要な細則は、大会の決議を経て別に定める。

第98条（疑　義）

規約に明文の無い事項または疑義の解明は大会で行う。

第99条（発効期日）

（１）規約は1992年９月18日より発効する。

（２）一部改定　1993年２月19日
（３）一部改定　1994年10月14日
（４）一部改定　1995年10月14日
（５）一部改定　1996年10月18日
（６）一部改定　1997年２月15日
（７）一部改定　1997年10月18日
（８）一部改定　1998年10月17日
（９）一部改定　1999年10月17日
（10）一部改定　2000年10月15日
（11）一部改定　2001年10月14日
（12）一部改定　2002年10月13日
（13）一部改定　2003年10月12日
（14）一部改定　2004年10月16日
（15）一部改定　2005年10月15日
（16）一部改定　2006年10月22日
（17）一部改定　2007年10月21日
（18）一部改定　2009年10月17日
（19）一部改定　2010年10月16日
（20）一部改定　2011年10月15日
（21）一部改定　2012年10月27日
（22）一部改定　2012年11月6日
（23）一部改定　2013年10月12日
（24）一部改定　2014年10月12日
（25）一部改定　2015年10月17日
（26）一部改定　2016年10月15日
（27）一部改定　2017年10月21日
（28）一部改定　2018年10月20日
（29）一部改定　2019年10月19日
（30）一部改定　2021年10月16日

役員選挙・選出規定

第１章　総　則

第１条（目　的）

この規定は、組合規約第25条（３）、第51条、第64条の但し書きにより、組合役員の選出について定める。

第２条（選挙・選出等の方法）

組合役員は次の方法により、それぞれ選出をする。

（１）中央役員(ブロック長､副ブロック長含む)の選挙は大会出席代議員の無記名投票によって行う。但し、特別執行委員は選挙によらず、大会の決議を経て委員長が委嘱する。

（２）正副支部リーダーの選挙は支部毎の組合員による無記名投票(郵送)によって行う。但し、公募による立候補者の数が定数と同数又は定数以下の場合、選挙によらず、当該役員に就任することができる。

（３）支部委員は選挙によらず、支部リーダーの指名と委員長の承認により決定する。人数については、組合員50名に対し1名を指名（端数切上げ）とする。但し、定数の上限は10名とし（正副支部リーダーは除く）、組合員数50名以下の支部は指名しなくてよいものとする。但し、支部の状況により中央執行委員会の承認により設置できる。

２　支部については、次の事項に該当した場合、緊急措置として､途中任期期間に限り選挙によらず、連絡担当者を原則１名任命することができる。任命は､選挙管理委員会の推薦で、委員長がこれを行う。

（１）役員任期期間（１年)途中にリーダー､副リーダーいずれもが不在の状態になり、残り任期の業務が遂行できないことが見込まれた場合

（２）役員任期期間（１年)途中で新たに支部に該当する地域組織が発生した場合

第３条（選挙役員の名称）

選挙を行う役員のうち中央役員、ブロック役員、支部役員の名称は次の通りとする。

・中央役員　（１）三役（委員長・副委員長・書記長）
　　（２）副書記長
　　（３）会計
　　（４）執行委員(ブロック長、副ブロック長含む)
　　（５）会計監査
・ブロック役員　（１）支部リーダー
・支部役員　（１）副支部リーダー

第２章　選挙管理委員会

第４条（選挙管理委員会の設置）

中央執行委員会は、原則として役員改選のある年の大会開催日２カ月前までに選挙管理委員を任命し、選挙管理委員会を設置する。

第５条（任　期）

選挙管理委員の任期は１年とする。

第６条（構　成）

選挙管理委員会は５名をもって構成し、選挙管理委員長１名を選挙管理委員の互選により決定する。

第７条（任　務）

選挙管理委員会は次の事項を行う。

（１）選挙の告示

（２）立候補の受付と発表

（３）立候補者が定員に満たない場合の推薦業務

（４）投票及び開票の管理

（５）当選の確認と発表

（６）違反行為のあったときの当落の判定

（７）選挙人名簿の作成

（８）記録の作成

（９）その他選挙に必要な事項

第３章　候補者

第８条（告　示）

選挙管理委員長は、選挙の30日前までに選挙の期日及び候補者の受付期間と方法、その他必要な事項について告示しなければならない。

第９条（立候補）

中央役員への立候補は次の通り行う。

（１）立候補する者は所定用紙に所要事項を記載し本人の記名捺印の上、選挙管理委員会に提出しなければならない。

（２）提出の所定用紙は選挙管理委員会において別に定める。

（３）中央役員候補者を推薦するときは、本人の承認を得て選挙管理委員会に推薦届を提出する。

第10条（立候補の辞退）

立候補者がやむを得ない事由により立候補を辞退する時は、選挙投票前までに選挙管理委員会に届け出、選挙管理委員会がその措置を決定する。

第11条（定数不足の措置）

選挙管理委員会は、選挙管理委員会が定めた候補者の受付期日迄に中央役員の立候補者が定数に達しない場合、役員推薦委員会の設置を委員長に申請しなければならない。

第12条（役員推薦委員会の構成）

役員に関する役員推薦委員会の構成は次の通りとする。

（１）役員推薦委員会は､各ブロックから１名、中央役員３名で構成する。

（２）役員推薦委員会は、正副委員長各１名に委員若干名とし、正副委員長は委員の互選とする。

（３）選挙管理委員会が役員推薦委員会を代行することができる。

第13条（役員推薦委員会の任務）

役員推薦委員会は、組合員の中から役員候補者の推薦を行う。

第４章　選挙運動

第14条（選挙運動の制限）

選挙管理委員会は選挙に関して必要な制限を設けることができる。立候補及びこれを支持する者は投票を得るための金品の贈与、又は職業上の地位を利用する等の行動並びに選挙管理委員会が設けた制限に反する行動をしてはならない。

第15条（当選の取消）

当選について前条の規定に違反する行為があった事が判明した時は、その証拠を明らかにし中央執行委員会を経てその当選を取り消すことができる。

第５章　投票及び開票

第16条（投　票）

投票は選挙管理委員会の定めた方法によって行う。

第17条（信任投票）

候補者が定数の時は信任投票を行う。信任投票の所定得票数は有効投票数の過半数とし、これに満たない場合は失格とする。

第18条（投票の無効）

投票の効力は選挙管理委員会が決定する。但し次の各項に該当する投票は無効とする。

（１）正規の投票用紙を用いなかった場合

（２）被選挙人が誰か確認しがたいもの又は不明のもの

（３）定められた被選挙人名以外の事項を記載したもの

（４）定員数以上の候補者を記載したもの

（５）白票

第19条（開　票）

選挙管理委員会は投票終了後、速やかに開票を行い、選挙の結果を直ちに発表しなければならない。

第６章　当　選

第20条（当選者の決定）

当選者の決定は得票数の多い順に決める。但し、同数の場合は上位２名による決選投票を行い、さらに同数になった場合は、各候補者による抽選とする。抽選方法は、まず各候補者がくじを引く順序を決める予備抽選を行った後、当選者を決める本抽選を行う2段階抽選とする。

第21条（補充選挙）

中央役員、正副ブロック長、正副支部リーダーに欠員が生じたときは、選挙によって補充することができる。

第７章　異　議

第22条（異議の申し立て）

選挙管理に関して異議のある場合は、当選告示後３日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。

第８章　付　記

第23条（疑　義）

本規定の疑義は選挙管理委員会で解明する。

第24条（実施日）

（１）本規定は1993年９月１日より実施する。

（２）一部改定　1994年10月14日

（３）一部改定　1997年10月18日

（７）一部改訂　2015年10月17日

（８）一部改定　2017年10月21日

（９）一部改訂　2019年3月17日

（４）一部改定　1998年10月17日

（５）一部改定　2004年10月16日

（６）一部改訂　2012年10月27日

（10）一部改訂　2019年10月19日

（11）一部改定　2020年3月15日

（12）一部改訂　2021年10月16日

議事運営規定

第１章　総　則

第１条（目　的）

規定は組合規約第26条、第32条、第38条により、議事の民主的且つ円滑な運営を図るために定める。

第２章　大　会

第１節　司会者

第２条（司会者）

大会の司会者は、執行委員１名がこれにあたり、議長着席までの大会を主催する。

第２節　運営委員会

第３条（目的及び構成）

会議を円滑に運営するために運営委員会を設け、執行委員、代議員がこれにあたり６名をもって構成し、運営委員長１名を運営委員会の互選により決定する。

第４条（運営委員会の任務）

運営委員会は大会運営について次の事項を行う。

（１）資格審査

（２）議事日程に関する事項

（３）議事進行に関する事項

（４）その他会議運営に関する事項

第３節　議長及び副議長

第５条（議長及び副議長の選出）

議長及び副議長は司会者の提案、進行により大会出席の代議員より各１名を選出する。

第６条（議長及び副議長の任務と権限）

議長及び副議長は、以下の権限に基づきその任務を適切に遂行する。

２　議長は次の権限を有する。

（１）書記を任命する。

（２）大会の成立、開会の宣言をする。

（３）大会中、出席が定員数に満たないときは、休憩延会又は散会を宣言する。

（４）質問は提案者の説明が終了したときに許可をする。

（５）議題以外の質問又は発言を禁止する。

（６）議案に対し質疑討論終結を認めたとき、討議打ち切りを宣言し議案を採決する。

（７）採決をする場合は、その旨を宣言する。

（８）採決の方法は大会に図って決めるが、異議の有無、起立、挙手、無記名投票の何れかによる。

（９）採決の結果、可否同数の場合は議長が裁決する。

（１０）採決中には一切の発言を許さない。

（１１）採決の結果を明確に発表するとともに、一度採決した事項は同一大会において再上程させてはならない。

（１２）緊急動議が提出された場合は、直ちに運営委員会に回付又は議長の判断でこれを取り扱うことができる。

（１３）議事日程が終了した時には、閉会を宣言する。

（１４）議事録の確認、署名、捺印を行う。

（１５）副議長に議長を代理させる権限

３　副議長は次の権限を有する。

（1）議長を補佐する任務

（2）前項（8）号の権限行使による場合もしくは議長に事故がある場合に、議長を代理する任務

４　副議長が手続きに則り議長席に着席したときは、議長に代わり議長としての権限を有する。

第７条（議長、副議長の議決権）

議長若しくは前条の規定により議長を代理する副議長は、決議に加わらない。但し、議長及び副議長であっても、決議のとき議長席にある者以外は、当該決議に加わることができる。

２　前項の規定にかかわらず、議長若しくは前条の規定により議長を代理する副議長は、開票前の直接無記名投票には参加できる。

第８条（秩序の維持）

議長はその職責を果たし議場における秩序を維持するため、規定にしばしば違反し、議長の指示に従わない者に対し、次の必要な処置を取ることができる。

（1）発言の制限又は中止

（2）退場

第９条（書記及び書記の任務）

大会には書記１名以上を置く。書記は事務処理及び議事録の作成を行う。

第１０条（小委員会）

議長は大会運営委員会の申し出または代議員の提案により大会の承認を得て、特定の議事、事項を審議あるいは調査するための小委員会を設け、これに付託することができる。小委員会の構成及び選出方法は運営委員会でこれを立案し、大会の承認を得る。

第４節　発　言

第１１条（発　言）

大会における発言は次の通り行わなくてはならない。

（1）発言しようとする者は挙手し、必ず議長の許可を得てから自己所属、氏名を告げて行わなければならない。

（2）発言は総て議題を離れてはならない。

（3）議長が採決を宣言した後は、発言することはできない。

（4）討論しようとする者は、予め賛成、反対の旨を明らかにしなければならない。

（5）討論は大会構成員の間だけで直接行ったり、人身攻撃にわたってはならない。

（6）大会の求めにより出席した関係者の発言は、大会の求める範囲を超えてはならない。

（7）傍聴者の発言は大会の承認を要する。

第５節　議　案

第１２条（議案の提出）

ブロックが議案を提出する場合は、大会の10日前までに組合事務局へ到着するよう送付しなければならない。

第６節　傍聴者

第１３条（傍聴手続・退席）

（１）傍聴を希望する者は予め文書をもって運営委員会へ提出し、許可を得なければならない。

（２）傍聴者は勝手に発言したり、議事を妨害するような行為をしてはならない。

（３）傍聴者に前項の行為があった場合、また議決がある場合は、議長は退席を命じなければならない。

第３章　中央委員会

第１４条（運　営）

中央委員会における会議運営については、第２章大会の定めを準用する。

第４章　評議員会

第１５条（運　営）

評議員会における会議運営については、第２章大会の定めを準用する。

第５章　付　則

第１６条（疑　義）

規則に明文のない事項または疑義の生じた場合は、運営委員会において解明する。

第１７条（発効期日）

（１）この規定は1993年９月１日から発効する。

（２）一部改定　1994年10月14日

（３）一部改定　1997年10月18日

（４）一部改定　2004年10月16日

（５）一部改定　2021年3月14日

（６）一部改訂　2021年10月16日

慶弔見舞金規定

第１章　総則

第１条（目　的）

本規定は、ニチイグループ労働組合組合員の相互扶助を行うことを目的とする。

第２条（運　営）

本規定の運営は、組合規約第２章第９条（４）によって行う。

第３条（使　途）

前条目的達成のため、共済事業として組合員が本規定第6条に定める事由に該当した場合に給付する。

第４条（手　続）

前条給付金は、本規定に定められた手続きを経て行う。

第５条（資　格）

本規定の適用を受ける権利の取得、喪失は次の通りとする。

（１）組合員の資格を得て、権利を取得する

（２）組合員の資格を喪失したときは、権利を喪失する

第２章　給　付

第６条（種　類）

給付の種類は次の通りとする。

（１）結婚

（２）出産

（３）家族死亡

（４）組合員入院見舞

（５）組合員死亡

第７条（手　続）

給付を受ける理由が発生した組合員は、必要な書類を添えて委員長宛に請求の手続きをする。

第８条（停　止）

次の各号に該当する場合には給付を行わない。

（１）組合より除籍もしくは除名されたとき

（２）故意に虚偽の申告をしたとき、または申告の義務を怠ったとき

（３）給付金を搾取せしめんとしたとき

（４）給付金を受ける事由が発生したときから、９０日以上請求が無かったとき

但し、組合員入院見舞金については、全快出勤時から９０日以上請求が無かったとき

（５）十分な手続きがなされなかったとき

第９条（結婚給付）

組合員が結婚したときは、結婚給付金として10,000円を給付する。

第10条（結婚給付の限度）

結婚給付は初婚、再婚を問わず１回限りとし、男女双方が組合員である場合は、それぞれに給付する。

第11条（出産給付）

組合員及び組合員の配偶者が出産したときは、出産給付金として10,000円を給付する。

第12条（家族死亡給付）

組合員の家族で次に該当する家族が死亡した場合は、家族死亡給付金として10,000円または5,000円を給付する。

（１）配偶者（内縁含む）　…　10,000円
（２）父母（血族及び姻族）　…　10,000円
（３）実子及び養子　…　10,000円
（４）同居の祖父母（血族及び姻族）　…　5,000円
（５）同居の孫　…　5,000円
（６）同居の兄弟姉妹（血族及び姻族）　…　5,000円

第13条（組合員入院見舞給付）

組合員が連続して7日間以上入院した場合、入院見舞給付金として10,000円を給付する。

尚、申請書には給付事由が確認できる書類を添付することとする。

第14条（組合員死亡）

組合員が死亡したときは、弔電を打つ。但し、委員長弔問時はこの限りではない。

第３章　付　則

第15条（疑　義）

この規定に疑義が生じた場合は、中央執行委員会で解明する。

第16条（実施日）

（１）本規定は1993年１月１日より実施する。
（２）一部改定　1994年10月14日
（３）一部改定　1995年10月14日
（４）一部改定　1997年10月18日
（５）一部改定　2004年10月16日
（６）一部改定　2007年10月21日
（７）一部改定　2009年10月17日
（８）一部改定　2015年10月17日
（９）一部改定　2017年10月21日
（10）一部改定　2019年10月19日
（11）一部改訂　2020年3月15日

財務細則

第１章　総　則

第１条（目　的）

この細則は、組合規約第74条（４）に基づき、この細則に定めるところに従って、会計事務処理に関し必要な事項を定める。

第２条（備品帳簿と整備保存）

事務局に次の帳簿をおき、各々下記に定める期間は整備保存しなければならない。

１.伝票(入・出金伝票･振替伝票)及び証票書類	10年
２.主要帳簿	
（１)総勘定元帳	20年
３.補助簿	
（１)現金出納簿	5年
（２)備品台帳	10年
４.諸　表	
（１)決算関係諸表	20年
収支計算書	
貸借対照表	
財産目録	
監査報告書	
（２)金種表	2年
（３)預金残高証明書	3年
（４)月別実績表綴	3年

第３条（勘定科目）

勘定科目は予算案の審議決定と併せてこれを定めるものとする。

第４条（会計事務責任）

会計に関する事務は書記長の責任において事務局が行うものとする。

第５条（業　務）

事務局は次の業務を行うものとする。

（１）予算原案の作成

（２）収支の処理

（３）物品の購入並びに管理

（４）予算管理

（５）決算関係諸表の作成

（６）組合印鑑の保管

（７）帳票書類の整備保管

（８）その他組合財産に関する事務的処理

第２章　予　算

第６条（予算の計上）

組合の収入及び支出は全て予算に計上しなければならない。

第７条（予算の補正）

会計年度内に収支予算の追加を必要とする時は追加予算を、修正のある時は修正予算を編成することができる。予算を補正する場合、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第８条（経費予算の算出）

指名された執行委員は、会計年度が終了するまでに次期会計年度における所要経費予算を作成し、書記長に提出しなければならない。

第９条（予算案の作成）

書記長は前条の経費予算申請を収入の予算と勘案調整し、各費目・項目毎に分け、予算案を作成し中央執行委員会に提出しなければならない。

第１０条（支出予算）

支出予算は経常費と予備費に分ける。

第１１条（予算の流用）

予算の各科目に定められたものは、その目的以外のものに使用してはならない。但し、中央執行委員会が必要と認めたときは流用することができる。

第３章　会　計

第１２条（会計処理）

収支は全て組合所定の伝票によって処理する。伝票処理に当たっては、全て書記長の承認がなければならない。

第１３条（予備費）

予備費は予算の不足及び予算外に生じた経費の支出に充当することとし、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第１４条（金銭仮払）

組合員が出張又は業務遂行のため仮払いを必要とする場合は、仮払金伝票に所要事項を記入し、書記長の承認を得て概算払いを受けることができる。但し、その精算は原則１週間以内に行うとともに重複払いはできない。

第４章　支出基準

第１５条（旅費交通費・日当・手当）

（１）組合活動による旅費交通費・日当・手当等は別表に定める通りとし、その他の事項は会社出張旅費規程を準用する。
　　但し、中央執行委員会が決議した活動については、この限りではない。

（２）移動日については、出張手当は支給しない。

（３）タクシーを使用した場合は、領収書を添付するとともに使用理由を明示しなければならない。

（４）出張命令者は書記長とし、会社出張旅費規程の適用についての、疑義解釈は中央執行委員会で行う。

第１６条（活動経費）

（１）役員が業務遂行に当たり規約規定本細則に明示なき費用にしてその職責上要した費用は、実費を支給する。但し、その場合原則として領収書を添付しなければならない。

（２）赴任旅費、転勤に伴う費用は会社諸規則を準用する。

第１７条（什器備品）

（１）保有する什器備品については、備品台帳に購入年月日・品名・単価・購入数量・購入先及び管理場所を明示しなければならない。

（２）什器備品の取扱基準は単価20万円以上のものとする。

（３）什器備品の購入及び処分については、書記長の承認を得なければならない。

第５章　雑　則

第１８条（組合事務所並びに備品・物品の使用）

組合事務所並びに備品・物品を組合専従職員以外のものが使用する場合は、書記長の承認を得、帳簿に記載し、出入りを明らかにしなければならない。

第６章　付　則

第１９条（ブロック、支部における取り扱い）

ブロックと支部における会計処理もこの細則に準じて行うものとする。

第２０条（実施日）

（１）本細則は1993年３月１日より実施する。

（２）一部改定　1993年９月16日

（３）一部改定　1994年10月14日

（４）一部改定　1997年２月15日

（５）一部改定　1997年10月18日

（６）一部改定　1998年10月17日

（７）一部改定　2004年10月16日

（８）一部改定　2013年10月12日

（９）一部改訂　2014年10月12日

（１０）一部改訂　2015年10月17日

（１１）一部改訂　2017年10月21日

（１２）一部改定　2019年10月19日

（１３）一部改訂　2021年3月14日

（１４）一部改訂　2021年10月16日

(別表)

●宿泊費･出張手当･宿泊手当

宿泊費	出張手当	宿泊手当
実費	3,000 円	2,000 円

＊組合活動により、公共交通機関での帰宅が不可能な場合、若しくは帰宅が午前零時を過ぎる場合は宿泊（後泊）を認める。

＊組合活動により、公共交通機関の利用で、活動日の当日午前６時前に自宅を出なければ集合時間に間に合わない場合は、宿泊（前泊）を認める。

＊宿泊費については特段の事由を除き、9,000 円を上限とする。

＊自己都合により宿泊先を手配した場合は宿泊費を支給しない。

＊移動日については、出張手当を支給しない。

●日帰り出張手当

＊組合活動において、出発から帰宅までの所要時間が組合の定める時間を超過した場合は、日帰り出張と認め、次の出張手当を支給する。

所要時間 （出発～帰宅）	5 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 9 時間未満	9 時間以上
手当金額	2,000 円	3,500 円	5,000 円

＊専従者については、株式会社ニチイ学館の旅費規程に準ずる。

●休日手当

組合活動が休日（日曜、祝日、週休、有給休暇等）に該当した場合は、1 日につき 2,000 円を支給する。

●交通費

鉄　道	航　空	その他
普　通	普　通	実　費

役職員給与規定

第１章　総　則

第１条（基　準）

この規定は組合規約第42条、第57条、第68条、第84条に基づいて定める。

第２条（目　的）

この規定は組合専従役員、職員の賃金及び専従活動費並びに組合役員に支給される調査費等の基準について定める。

第３条（専従役職員の賃金）

専従役職員の賃金は原則として株式会社ニチイ学館の給与規定を準用する。

第４条（組合専従役職員の賃金支給日及び支給方法）

組合専従役職員の賃金に関する計算期間、支給日、支払い方法は株式会社ニチイ学館の給与規定に準ずるものとし、賃金は通貨または銀行振込によって支払われる。控除対象についても株式会社ニチイ学館の給与規程に準ずる。

第５条（日割り計算）

賃金計算期間途中で組合専従役職員が離任または就任した場合の賃金及び専従活動費は日割り計算とする。また、任期途中で組合役員が離任または就任した場合の調査費についても日割り計算とする。

第６条（賃金決定の基準）

専従役職員の賃金は、現在職中の賃金を保障する。

第７条（賃金の変更）

専従役職員の昇給、賃上げ、一時金等については、社内基準を適用する。

第８条（専従活動費）

専従活動費は、毎月次の金額を支給する。

（１）委員長　…　60,000円
（２）副委員長　…　50,000円
（３）書記長　…　50,000円
（４）副書記長　…　45,000円
（５）会計　…　45,000円
（６）執行委員　…　40,000円
（７）特別執行委員　…　40,000円
（８）参事、専従職員（常勤）　…　35,000円

第９条（調査費）

調査費は、毎月次の金額を支給する。

（１）委員長　…　20,000円
（２）副委員長　…　15,000円
（３）書記長　…　15,000円
（４）副書記長　…　10,000円
（５）会計　…　5,000円
（６）執行委員　…　5,000円

（７）特別執行委員　　…　5,000円
（８）ブロック長　　…　10,000円
（９）副ブロック長　　…　5,000円
（10）支部リーダー　　…　5,000円
（11）副支部リーダー　　…　3,000円
（12）連絡担当者　　…　5,000円

第10条（会計監査費）
本組合選任の会計監査役員による監査が実施されたとき、１回１名につき5,000円の会計監査費を支給する。

第11条（権限委譲）
この規定に定めていない事項及び特定の処理を要する事項については、中央執行委員会の決議を経て行うものとする。

第２章　付　則

第12条（実施日）
（１）本規定は1993年１月１日より実施する。
（２）一部改定　1993年９月16日
（３）一部改定　1994年10月14日
（４）一部改定　1996年10月18日
（５）一部改定　1997年２月15日
（６）一部改定　1997年10月18日
（７）一部改定　2000年10月15日
（８）一部改定　2004年10月16日
（９）一部改定　2015年10月17日
（10）一部改定　2017年10月21日
（11）一部改訂　2019年10月19日
（12）一部改定　2021年10月16日

専従役職員服務規定

第１章　総　則

第１条（目　的）

この規定は、組合規約第84条により、専従役職員の服務について定める。

第２章　服務規律

第２条（服務の基本原則）

専従役職員は本規程及び組合規約並びに他の規定、細則を順守し、書記長の指揮命令に従い、自己の業務に専念し相互協力して事務局の規律と秩序を維持することに努める。

第３条（服務心得）

専従役職員は次の事項に留意しなければならない。

（１）常に健康に留意し、明朗闊達な気持ちと旺盛な意欲をもって業務すること。

（２）職務権限を越えて独断専行してはならない。

（３）組合の品位及び名誉を害し、信用を傷つける行為をしてはならない。

（４）組合の業務上の機密及び組合の不利益となる事項を他に漏らさないこと。

（５）組合の施設及び什器備品等は大切に取り扱うとともに、業務外の目的に使用してはならない。

（６）職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにする。

（７）業務妨害その他秩序、風紀を乱す行為をしてはならない。

（８）職務に関し、金品の借用または贈与等の不当な利益を受けてはならない。

（９）火気、電熱、ガスを使用した場合には、その始末を十分に確かめること。

(10) 勤務時間中はみだりに職場を離れてはならない。また酒気を帯びて勤務してはならない。

(11) 組合事務局または組合に関係する施設において組合の許可無く、組合の業務に因らない政治活動、宗教活動及び業務に関係の無い集会、文書掲示、配布、放送等の行為をしてはならない。

第３章　懲　戒

第４条（懲戒理由）

専従役職員が次の各項の一つに該当するときは、次条の定めにより懲戒処分を行う。

（１）重要な経歴を偽り、その他不正手段によって就業したとき。

（２）本規定にしばしば違反するとき。

（３）素行不良にして組合の風紀、秩序を乱したとき。

（４）故意に業務の能率を阻害し、または業務の遂行を妨げたとき。

（５）業務上の怠慢または監督不行き届きによって業務に支障を来し、または組合の設備器具を損壊したとき。

（６）正当な事由無く度々無断欠勤し、業務に不熱心なとき。

（７）許可なく組合の物品、資料及び情報データ等を持ち出し、または持ち出そうとしたとき。

（８）故意または過失により組合に損害を与えたとき。

（９）組合の名誉、信用を傷つけたとき。

(10) 組合の情報データ等を改ざんしたとき。あるいは組合の機密を漏らし、または漏らそうとしたとき。

(11) 許可なく在職のままアルバイトをしたり、他に雇用されたとき。

(12) 業務上の指揮命令に違反したとき。

(13) 業務上の報告等を故意に変更し、または遅らせ業務の遂行を妨げたとき。

(14) 前各項に準ずる不都合な行為をしたとき。

第５条（懲戒の種類）

懲戒は、その情状により次の区分によって行う。

（１）訓戒　　…始末書をとり将来を戒める。

（２）減給　　…１回の額が平均賃金の１日分の半額、総額が１カ月分の賃金総額の10分の１の範囲で行う。

（３）出勤停止…７日以内の出勤を停止し、その期間中の賃金は支払わない。

（４）懲戒解雇…予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当は支払わない。

第４章　損害賠償

第６条（損害賠償）

専従役職員が故意または過失によって組合に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させることがある。但し、これにより第４条、第５条の懲戒を免れるものではない。

第５章　付　則

第７条（準　用）

規定にない事項については、株式会社ニチイ学館事務部門社員就業規則、事務部門準社員就業規則または事務部門非常勤社員就業規則を準用する。

第８条（疑　義）

規定に疑義が生じたときは、中央執行委員会にて解明する。

第９条（発効期日）

（１）本規定は1994年10月14日より発効する。

（２）一部改定　1997年10月18日

（３）一部改定　2004年10月16日

（４）一部改訂　2017年10月21日

（５）一部改訂　2019年10月19日

（６）一部改訂　2021年10月16日

カンパ制度運営規定

第１章　総　則

第１条（目　的）

規定は、ニチイグループ労働組合組合員の相互扶助を行うことを目的とする。

第２条（運　営）

規定の運営は、組合規約第２章第９条（４）によって行う。

第３条（使　途）

前条目的達成のため、相互扶助の手段として、組合員またはその家族の予期し得ぬ重大な事故、災害等に対しカンパ制度の運営を行う。

第４条（手　続）

前条カンパ運営は、規定に定められた手続きを経て行う。

第５条（資　格）

規定の適用を受ける権利の取得、喪失は次の通りとする。

（１）組合員の資格を得て、権利を取得する

（２）組合員の資格を喪失したときは、権利を喪失する

第２章　運　営

第６条（対　象）

カンパ制度運営を行う対象は次の通りとする。

（１）組合員又はその家族が被災し、日常生活に困難を来した場合

（２）組合員又はその家族が多額の費用を必要とする疾病に罹患し、その費用の調達に困難を来す場合

（３）その他、前項（１）（２）に準じる事由が発生した場合

第７条（手　続）

前条に照らし、カンパ制度運営に相当する事由が発生したと思われる場合は、対象組合員が所属する支部リーダーは速やかに中央執行委員会に申し出、委員長宛にカンパ制度運営審査請求の手続きをする。

第８条（審　査）

中央執行委員会は前条に基づいたカンパ制度運用審査請求があった場合、その事由に対しカンパ制度の運営を行うか否かを協議、決定する。但し、緊急を要する場合は三役にて協議、決定し中央執行委員会に報告する。

第９条（停　止）

次の各号に該当する場合には付与を行わない。

（１）組合より除籍もしくは除名されたとき

（２）故意に虚偽の申請をしたとき、または申請の義務を怠ったとき

（３）カンパを搾取せしめんとしたとき

第10条（周　知）

カンパ制度の運営が決定した場合は、組合機関紙等を通じ組合員に周知し、カンパへの協力を呼びかける。

第11条（カンパの付与）

カンパは、組合事務局で集約し　対象組合員に付与する。

第３章　付　則

第12条（疑　義）

規定に疑義が生じた場合は、中央執行委員会で解明する。

第13条（発効期日）

（１）　本規定は1994年10月14日から実施する。

（２）　一部改定　　1997年10月18日

（３）　一部改定　　2015年10月17日

（４）　一部改訂　　2017年10月21日

（５）　一部改定　　2019年10月19日

（６）　一部改訂　　2020年3月15日

組合員感謝金規定

第１条(目　的)

本規定は、組合規約第５条に定めた全組合員を対象に、退職若しくは労使協定による非組合員になるまでの永年にわたる組合参加に謝意を表す事を目的として定める。

第２条(支給基準)

組合員が次の事由に該当した場合、組合員としての在籍期間ごとに、別表に定める組合員感謝金を感謝金特別会計から支給する。

(1) 組合員が会社に退職手続きをし､受理された場合

(2) 本人が死亡した場合

(3) 非組合員の職位・職種等に就き、組合員として継続することができなかった場合。

第３条(受給権者)

該当組合員が死亡した場合の組合員感謝金は、遺族に支給する。

２ 前項の遺族の範囲は組合弔慰金の給付金受領者とする。

第４条（支給の停止）

次の各号に該当する場合には、給付は行わない。

(1) 組合を除籍もしくは除名された場合または、著しく組合員の義務違反など中央執行委員会の協議により、不支給を決定した場合

(2) 故意に虚偽の申告等を行った場合

(3) 原則的に退職日または、非組合員の範囲への就任日から９０日以上請求が無かった場合

第５条(組合員期間の算出)

組合員期間は1992年9月18日の起算日およびそれ以降の加入日から、退職日または非組合員への移行日までとする。

２ 再加入した場合の起算日は再加入日とし、それ以前の組合加入期間は通算しない。

第６条(手　続)

本規定に該当する組合員は、必要な書類を添えて委員長宛に請求の手続きをする。

第７条(支給時期)

組合員感謝金は、原則的に所定の手続きによる申請日から１カ月以内に支給する。

第８条(疑　義)

本規定に関わる疑義については中央執行委員会にて解明する。

第９条(発効日)

（１）本規定は1997年10月18日から発効する。

（２）一部改定　2003年10月12日

（３）一部改定　2007年10月21日

（４）一部改定　2009年10月17日

（５）一部改定　2011年10月15日

（６）一部改定　2015年10月17日

（７）一部改定　2016年10月15日

（８）一部改定　2017年10月21日

（９）一部改定　2019年10月19日

（１０）一部改定　2021年10月16日

【別　表】

組合員感謝金支給基準

組合員期間	３年以上５年未満	5,000円
〃	５年以上７年未満	10,000円
〃	７年以上10年未満	15,000円
〃	10年以上15年未満	20,000円
〃	15年以上20年未満	30,000円
〃	20年以上25年未満	40,000円
〃	25年以上	50,000円

資金運用管理規定

第１章　総　則

第１条（目　的）
　この規定はニチイグループ労働組合の健全運営に資することを目的とし、下記の通り資金運用管理規定を定める。

第２条（運用の種類）
　この規定により管理される資金は預金、有価証券とする。

第３条（運用管理の基本原則）
　資金の運用管理の基本原則は、次の通りとする。
　運用姿勢
　（１）元本回収の確実性の確保
　（２）活動費等支払準備資金としての流動性の確保
　（３）資金運用における効率性の追求
　（４）ワーカーズキャピタル責任投資の意義・目的を踏まえ資金運用について環境・社会・ガバナンスも必要に応じて考慮する。

第２章　預金における運用管理基準

第４条（目　的）
　預金において、取引先金融機関の健全性を把握し、安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用管理を行うことを目的とする。

第５条（預金の範囲）
　取得可能預金は、資金の安全性等を鑑み、下記の預金とする。
　（１）普通預金（決済性預金含む）
　（２）定期預金
　（３）当座預金
　（４）その他預金に準じるもの（出資金等）

第６条（金融機関の健全性把握）
　資金の与信先となる預金業務を行う金融機関に関しては、格付け等を定期的に把握し、破綻リスクに応じた対応をとる。また、中央執行委員会や中央委員会において金融機関の健全性を定期的に判別し、破綻リスクが懸念される場合の対応を決定する。なお、金融機関の格付けについては、ＢＢＢ格以上を目安とする。

第３章　有価証券における運用管理基準

第７条（目　的）
　有価証券において、安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用管理を行うことを目的とする。

第８条（有価証券の範囲）
　取得可能有価証券は、元本回収の確実性等を鑑み、自社株券および下記の発行体が発行する債券とする。
　（１）日本国政府　（国　債）
　（２）政府関係機関　　（政府保証債・財投機関債・公社公団債・金融債：商工組合中央金庫）
　（３）地方公共団体（地方債）
　（４）国内民間企業（金融債：上記以外・一般事業債・ユーロ円債）
　（５）投資信託
　（６）その他、中央執行委員会にて安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの

第９条（格付け）
　債券について、投資判断として下記の格付け基準を遵守する。
　１．　採用する格付機関
　（１）格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）

（2）日本格付研究所（ＪＣＲ）
（3）ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
（4）スタンダード・アンド・プアーズ（Ｓ＆Ｐ）

２．　取得基準
取得債券は、次の基準に則り満期償還日までの保有を原則とする。但し、収益向上等合理的な理由を有する場合は、第１２条に基づき入替売買を行うことができる。
（1）ＡＡ格以上…取得から償還まで２０年以内
（2）Ａ　　格…取得から償還まで１０年以内
３．　保有基準
第９条１号の格付け機関のうち、いずれかの格付けがＢＢＢ格以上とし、それを下回った場合は資金運用管理委員会の決議に基づき売却することもできる。なお、売却の際は、組合財産（組合費収入）の保全を前提とする。

第 10 条（資金運用管理委員会の設置）
有価証券の売買にあたっては、資金運用管理委員会を設け審議する。

第 11 条（委員会の構成）
委員会は三役をもって構成し、委員会において委員長を互選する。なお、委員会の決議に基づき、委員を追加することができる。

第 12 条（入替売買）
入替売買に際しては、次の点に留意しなければならない。
（1）常に入替の目的を明確にして行う。
（2）資産の流動性は、運用状況からその必要性を判断する。流動性をあまり必要としない資金については長期化などにより高利回りを指向する。

第 13 条（債券運用実務）
発注業者は、保管先機関の固有財産との分別管理および資金の決済業務などが確実に行われる業者とし、中央執行委員会や中央委員会において定期的に判別を行う。

第４章　附　則

第 14 条（疑　義）
本規定に関わる疑義については中央執行委員会にて解明する。

第 15 条（施行期日）
（1）この規定は、2010 年 10 月 16 日から施行する。
（2）一部改定　2012 年 10 月 27 日
（3）一部改定　 2017 年 10 月 21 日
（4）一部改訂　 2020 年 3 月 15 日

大会代議員選出規定

第１章　総　則

第１条（目　的）

中央委員会は、規約第 31 条（６）所定の規則制定権に基づき、または評議員会は、規約第 37 条（４）所定の規則制定権に基づき、規約第 21 条所定の大会代議員の選出に関する具体的手続及び実施方法を定めるため、この規則を制定する。

第２条（大会代議員選出の告示）

委員長は、規約第 20 条に基づき定期大会または臨時大会の招集を行う際、大会代議員の選出に関して次の（１）から（６）の各事項を決定し、中央機関紙に掲載し、これを組合員全員に配付する方法、及びこれと同時に組合ホームページ(http://www.nu-kirarin.com/)の組合員専用ページに掲載する方法により、告示する。

（１）各ブロックで選出されるべき大会代議員の定員。

（２）大会代議員立候補の受付場所、受付開始日時及びその締め切り日時。

（３）大会代議員立候補届出書の様式（立候補者の氏名、ふりがな、自宅住所、所属支部、勤務先、従業員 ID、所属部門、職位、E-mail アドレスを記載し、記名押印すること）

（４）大会代議員立候補の締め切り後に、立候補者の氏名、所属支部、勤務先、所属部門、職位を発表する日時、及び、発表の方法は組合のホームページ（http://www.nu-kirarin.com/）の組合員専用ページに掲載して行うこと。

（５）各ブロックの大会代議員立候補者数が各ブロックの大会代議員定員を超過しない場合には、当該ブロックにおいては、直接無記名投票を行うことなく、立候補者が大会代議員に選出されること。

（６）各ブロックの大会代議員立候補者数が各ブロックの大会代議員定員を超過した場合には、当該ブロックにおいて、次のとおり組合員による直接無記名投票を実施すること。

①当該ブロックで、各立候補者の選挙運動が許される選挙運動期間の開始日時と終了日。なお、選挙運動は業務時間外のみとする。

②当該ブロックで行う直接無記名投票の開始日時と終了日時（郵便による場合は必着日時）。

③当該ブロックの各職場における直接無記名投票の実施方法の詳細については、選挙管理委員会が別途決定し、告示すること。

第３条（大会代議員立候補者の辞退）

立候補者がやむを得ない事由により立候補を辞退する時は、立候補届締め切り日時までに、立候補者の氏名、所属支部、従業員 ID と立候補を辞退する旨を記載した書面を選挙管理委員会に届け出ること。

第４条（大会代議員の直接無記名投票の要否）

（１）各ブロックの大会代議員立候補者数が各ブロックの大会代議員定員を超過した場合には、当該ブロックにおいて、大会代議員選出のための直接無記名投票を実施する。

（２）各ブロックの大会代議員立候補者数が各ブロックの大会代議員定員を超過しない場合には、当該ブロックにおいては、直接無記名投票を行うことなく立候補者が大会代議員に選出される。

第５条（大会代議員立候補者の選挙運動）

（１）大会代議員の直接無記名投票が実施される場合において、立候補者が選挙運動期間中に使用できる宣伝物は、次項に定める。

（２）各立候補者は立候補届締め切り後、選挙管理委員会が指定する期日までに A4 版１枚表の範囲に納まる選挙公報掲載文を立候補届提出場所に提出する。選挙管理委員会は、これを投票用紙の氏名記載順に並べて選挙公報を作成し、選挙の告示日に組合ホームページ（http://www.nu-kirarin.com/）に掲載する。

第６条（直接無記名投票の方法）

大会代議員の立候補者について行う直接無記名投票の方法は、二重封筒に封入した投票用紙を郵便に付する方法により投票する。

第７条（投票用紙による投票を採用する場合の方法）

（１）選挙管理委員会、その指示を受けたブロック役員又は支部役員は、組合員に次のものを配付する。

①投票用紙

立候補者全員の氏名を記載し、各立候補者の氏名の下に括弧書きの小文字で所属支部・勤務先・職務職位を附記したもの。氏名記載の順序は、選挙管理委員会がくじにより決定する。

②内封筒

封筒の口もしくはフタの部分に接着剤を塗り、テープで覆った封筒を用い、「投票用紙在中」「テープを剥がして糊付けによ

り封をすること」「余事記載厳禁」と印刷したもの。

③外封筒

封筒の口もしくはフタの部分に接着剤を塗り、テープで覆った封筒を用い、その表面に選挙管理委員会名とその郵便番号・住所を印刷し、左下に「大会代議員選挙用内封筒在中」と四角囲みで記載し、裏面に「投票者氏名」「所属支部」「従業員 ID」と記載したもの。

④投票方法に関する説明書

【説明書の内容】

・投票用紙に記載された立候補者のうち、大会代議員に当選させようとする候補者１名の氏名に丸印をつけて下さい。

・各候補者に関する選挙公報は組合ホームページ（http://www.nu-kirarin.com/）にて確認して下さい。

・投票用紙を内封筒に入れ、テープを剥がして糊付けにより封をして下さい。

・内封筒を外封筒に入れ、テープを剥がして糊付けにより封をした上で、外封筒裏面に投票者氏名・所属支部・従業員 ID を記入して下さい。

・[投票方法について次の文字を記載する]

「同封の外封筒を使用し、投函して下さい。」

・投票締め切り日時は、○年○月○日午前○時です。

・投票用紙と内封筒に余事記載のあるものは無効です。

（２）組合員は、投票用紙に記載された立候補者のうち、大会代議員に当選させようとする立候補者１名の氏名に丸印をつける。複数の立候補者名に丸印をつけているもの、又は、余事記載のあるものは無効とする。

（３）組合員は、投票用紙を内封筒に入れて糊付けにより封をした後、さらに、この内封筒を外封筒に入れて糊付けにより封をし、外封筒の裏面に投票者氏名、所属支部、従業員 ID を記入した後、郵便に付して投票する。

第８条（投票用紙による投票を採用する場合の開票方法）

（１）開票作業は、ブロック毎に一箇所で行う。

（２）開票作業は、選挙管理委員会の責任において行う。選挙管理委員会は、その補助者として、中央役員、ブロック役員又は支部役員等を指名し、開票作業に当たらせることができる。

（３）開票作業は次の手順で行う

①外封筒を所属支部毎に仕分けする。

所属支部・従業員 ID・投票者氏名の全部の記載があり、かつ、外封筒が糊付けにより封のされているものを有効とし、所属支部・従業員 ID・投票者氏名の全部又は一部の記載のないもの、又は、外封筒が糊付けにより封のされていないものは無効とした上で、有効なものの数と無効なものの数を集計する。無効とされたものについては、外封筒の表に赤色文字で無効理由を記入し、開封せずにそのまま保管する。

②前掲①で有効なものと確認された外封筒に基づき投票者名簿を作成する。

投票者名簿は、ブロック別に所属支部毎の全組合員の氏名と従業員 ID を印字した一覧表を作成し、外封筒の記載がこれと全て一致する場合に、一覧表の氏名の右端にチェック・マークを付す方法により作成する。

外封筒の記載が組合員名簿と一致し、かつ、同一組合員に関する複数の外封筒が存在しないものを有効とし、外封筒の記載が組合員名簿と一致しないもの、又は、同一の組合員に関して複数の外封筒が存在するものは無効とした上で、所属支部毎に有効なものと無効なものの数を集計する。無効とされたものについては、外封筒の表に赤色文字で無効理由を記入し、開封せずにそのまま保管する。

③前掲②で有効であることが確認された外封筒を開封し、内封筒を取り出す。

所属支部毎に内封筒の存在する外封筒の総数、及び、内封筒の存在しない外封筒の総数を記録する。内封筒の存在しない外封筒については、外封筒の表に赤色文字で内封筒が存在しない旨を記入し、保管する。

④内封筒を点検する。

余事記載がなく、かつ、内封筒が糊付けで封のされているものを有効とし、余事記載のあるもの、又は、糊付けに余事記載のあるものは無効とし、所属支部毎に有効とされた内封筒の総数及び無効とされた内封筒の総数を記録する。無効とされた内封筒については、内封筒の表に赤色文字で無効理由を記入し、開封せずにそのまま保管する。

⑤有効とされた内封筒を全部一箇所に集めた後、内封筒を開封して、投票用紙を取り出す。

一人の立候補者に丸印が付けられ、かつ、余事記載のないものを有効とし、複数の立候補者に丸印が付けられるか、又は、余事記載のあるものを無効とし、各立候補者の獲得投票数、無効投票数、及び、白票に仕分けて、集計する。

（４）各立候補者及び各立候補者が指名した立会人１名は、前掲（２）記載の開票作業に立ち会うことができる。

第９条（開票結果の発表）

（１）選挙管理委員会は、開票作業終了後、開票場所において直ちに開票結果を発表する。

（２）選挙管理委員会は、開票作業後、組合のホームページ（http://www.nu-kirarin.com/）の組合員専用ページに掲載する方法により選挙結果を公表する。

第１０条（選挙管理委員会の権限）

（1）選挙管理委員会は、投票用紙を用いて行う直接無記名投票の実施方法であって前掲第 6 条及び第 7 条に定めのない詳細事項について、規則を定めることができる。

（2）選挙管理委員会は、電磁媒体を利用して行う直接無記名投票の実施方法について、規則を定めることができる。

第１１条（選挙権及び被選挙権）

選挙権及び被選挙権は、選挙告示日時点で組合在籍 3 ヶ月以上の組合員が有する。

第１２条（選挙における当選人）

得票者の多い立候補者を当選とする。なお、当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙管理委員長が当選者をくじで定める。

第１３条（落選者の対応）

開票作業の結果、大会代議員に当選出来なかった大会代議員立候補者のうち傍聴を希望する者は、運営委員会の許可を受け傍聴者として定期大会に参加できることとする。

第２章　附　則

第１４条（疑　義）

本規定に関わる疑義については中央執行委員会にて解明する。

第１５条（施行期日）

（1）本規定は、2019 年 3 月 17 日から施行する。

（2）一部改訂　2020 年 3 月 15 日

（3）一部改訂　2021 年 10 月 16 日

表彰規定

第１章　総　則

第１条（ 根　拠 ）
　この規定は、規約第 88 条に基づいて定める。

第２条（ 目　的 ）
　この規定は、組合員及び組合役員を表彰するときの基準ならびに手続きを明確にし、適正な運用をはかることを目的とする。

第３条（ 種　類 ）
　表彰の種類は次のとおりとする。
　功労表彰　　組合活動及び組合発展のために多大な貢献した者に与える表彰

第４条（ 手 続 き ）
　組合員に表彰該当者が発生したとみなされる場合は、中央執行委員会にて推薦し、大会の決議により行う。

第５条（ 表彰の方法 ）
　表彰にあたっては表彰状とともに中央執行委員会が決定した記念品を委員長が組合を代表して本人に贈呈する。

第６条（ 表彰の公示 ）
　組合の表彰についてはすべて公示する。

第７条（ 表彰に伴う支出 ）
　この規定による表彰に伴う支出については一般会計とする。

第２章　附　則

第８条（ 疑　義 ）
　本規定に関わる疑義については中央執行委員会にて解明する。

第９条　（ 施 行 期 日 ）
（１）本規定は、2019 年 10 月 19 日より施行とする。（２）一部改訂　2021 年 10 月 16 日

統制処分手続に関する運用規定

第１章　総　則

第１条（目的）

この規則は、規約第 94 条に基づき、統制処分の手続を定め、公正かつ適正な手続を経た公正かつ適正な内容の統制処分の実現を図り、以って組合内の正義と秩序を維持することを目的とする。

第２条（調査委員会の設置と委員の選出）

中央執行委員会は、調査対象案件毎に、中央執行委員会が組合員の中から選任した５名の委員で構成される調査委員会を設置することとする。なお、一人の組合員が複数の調査委員会の委員を兼務することは妨げられない。

第３条（委員の資格）

統制処分に関する調査対象者と縁戚関係を有する者、同一職区の者、又は、調査対象案件に関係したか利害関係を有する者は、当該事案に関する調査委員会の委員になることができない。

第４条（委員の権利制限）

調査委員会の委員に選任された者が中央執行委員会の構成員である場合、この者は、調査委員会の調査結果に基づく中央執行委員会の決定の採決に加わることができない。

第５条（委員の任期）

調査委員会の委員の任期は、審査対象案件毎に、中央執行委員会で選出されたときから、中央執行委員会に調査結果を報告し、この調査結果報告に対する中央執行委員会の決定がなされるときまでとする。

第６条（調査委員会の委員長）

調査委員会の委員長は、調査委員の互選により選出され、調査委員会の開催のために調査委員を招集する権限を有し、調査委員会の議長となる。

第７条（調査委員会の権限）

調査委員会は、組合内で必要な調査を行う権限を有し、組合員はこの調査に協力しなければならない。

第８条（調査対象者に対する弁明の機会付与）

調査委員会は、調査対象者に対し、弁明の機会を付与することとし、次の⑴から⑷の事項を記載した書面を、次の⑶記載の調査委員会開催日より１０日以上前の日に届けるか又は郵便で発送する。

⑴ 調査対象者に関して、規約第 89 条所定の統制処分の対象となる行為又は不作為があったか否かを調査するために、調査委員会が設置されたこと

⑵ 調査委員会が調査の対象としている行為又は不作為の概要

⑶ 調査対象者の口頭による意見陳述を希望する場合、調査対象者が出席して意見を述べることができる調査委員会の開催日時と開催場所

⑷ 調査対象者が書面による意見陳述を希望する場合、書面提出の締切日時及び書面の提出先

第９条（委員会の成立）

調査委員会は、委員の４人以上の出席で成立する。

第１０条（調査結果報告書、反対意見書、補足意見書）

１　調査委員会は、調査対象者の氏名・生年月日・所属・組合における役職名、調査の経緯、調査により判明した事実、その裏付けとなる証拠の標目、及び、統制処分の要否と処分内容に関する意見を記載した調査結果報告書を作成し、これを証拠とともに中央執行委員会に提出して報告する。

２　調査結果報告書の記載内容は、調査委員会を構成する委員のうち３人以上の賛成をもって決する。

３　調査委員会を構成する委員は、必要あるとき、調査委員会で決せられた調査結果報告書の記載内容に関する反対意見書又は補足意見書を作成し、調査経過報告書に添付して中央執行委員会に提出することができる。

第１１条（統制処分発議書）

１　統制処分発議書には、統制処分対象者の氏名・生年月日・所属・組合における役職名、統制処分の対象となる行為又は不作為の具体的内容、求める統制処分の内容（権利停止の場合には停止期間）、及び、証拠の標目を記載する。

２　統制処分発議書を提出するときには、これに証拠を添付する。

第１２条（統制処分対象者に対する通知）

中央執行委員会は、統制処分発議書を決定機関に提出して付議したとき、調査委員会は、調査対象者に対し、次の(1)から(5)を記載した書面を、決定機関の開催日の２週間以上前に、直接届けるか又は郵便で発送する。

(1) 中央執行委員会が統制処分対象者に対する統制処分発議書を作成したこと（統制処分発議書の写しを添付する）

(2) 統制処分発議書を提出して付議した決定機関名とその開催日時

(3) 統制処分発議書に添付した証拠の閲覧を希望する場合、閲覧をするか、又は、自らの労力と費用を負担して写しを作成することができる日時と場所

(4) 統制処分対象者が決定機関において口頭による意見陳述をなすことを希望する場合には、その旨の申出を書面でなすべきこと、及び、書面の提出先及び提出期限

(5) 統制処分対象者が決定機関において書面による意見陳述をなすことを希望する場合において、書面提出の締切日時及び書面の提出先

第１３条（統制処分の決定機関における審議）

１　統制処分発議書の提出により統制処分について付議された決定機関は、その構成員全員に対し、統制処分発議書の写しを事前配布する。

２　統制処分発議書の提出を受けた決定機関の構成員は、必要あるとき、証拠を閲覧しその写しを作成することができる。

３　統制処分対象者から意見陳述の書面が提出されたときには、遅くとも決定機関が開催される日に行われる全ての議事の開始時刻までに、その構成員全員に対し、意見陳述の書面の写しを配布する。

４　統制処分対象者から口頭による意見陳述を求める申出書の提出があったときには、議長は、中央執行委員長又はこれが指名した者が行う統制処分発議書に関する口頭説明の上限時間、及び、その次に統制処分対象者が口頭で行う意見陳述の上限時間を決めた上で、各口頭説明と意見陳述を許可し、これを行わせる。

第１４条（評議員会が行う統制処分に対する異議申立）

１　評議員会において戒告、けん責、又は、権利停止の統制処分をなす旨の決定を受けた組合員は、この統制処分に不服であるとき、宛名を大会とする異議申立書を、決定を受け取った日から１か月以内に中央執行委員会に提出することができる。

２　前項による異議申立書には、取消を求める評議員会決定がなされた年月日と決定内容、この決定を受け取った日、大会がその評議員会決定の取消をなすよう求めること、及び、取消を求める理由を記載しなければならない。

３　中央執行委員会は、直近の中央執行委員会に、統制処分取消を求める異議申立がなされたことを付議し、異議申立書及びこれに対する中央執行委員会の意見書を提出する。

４　異議申立を行った者から口頭による意見陳述を求める申出書の提出があったときには、議長は、異議申立を行った者の行う意見陳述の上限時間、及び、その後に中央執行委員長又はこれが指名した者が行う意見陳述の上限時間を決めた上で、各意見陳述を許可し、これを行わせる。

５　大会は、統制処分取消しの要否について審議し、これを決する。

第１５条（中央委員会が行う統制処分に対する異議申立）

１　中央委員会において戒告、けん責、権利停止、又は、役員資格停止の統制処分をなす旨の決定を受けた組合員は、この統制処分に不服であるとき、宛名を大会とする異議申立書を、決定を受け取った日から１か月以内に中央執行委員会に提出することができる。

２　前項による異議申立書には、取消を求める中央委員会決定がなされた年月日と決定内容、この決定を受け取った日、大会がその中央委員会決定の取消をなすよう求めること、及び、取消を求める理由を記載しなければならない

３　中央執行委員会は、直近の大会に、統制処分取消を求める異議申立がなされたことを付議し、異議申立書及びこれに対する中央執行委員会の意見書を提出する。

４　異議申立を行った者から口頭による意見陳述を求める申出書の提出があったときには、議長は、異議申立を行った者の行う意見陳述の上限時間、及び、その後に中央執行委員長又はこれが指名した者が行う意見陳述の上限時間を決めた上で、各意見陳述を許可し、これを行わせる。

５　大会は、統制処分取消しの要否について審議し、これを決する。

第２章　付　則

第１６条（ 疑　義 ）

本規定に関わる疑義については中央執行委員会にて解明する。

第１７条 （ 施 行 期 日 ）

（1）本規定は、2019 年 10 月 19 日より施行とする。

（2）一部改訂　2021 年 10 月 16 日

個人情報管理規定

第１章　総　則

第１条（根拠）

この規定は規約第 96 条に基づいて定める。

第２条（目的）

この規定は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、組合における組合員の個人情報の適正な取扱いをはかることを目的とする。

第３条(基本的な考え方)

個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守するとともに関係省庁のガイドライン及びその他個人情報の適正な取り扱いに関する社会的なルールに従い、個人情報を適正に取り扱う。

２．適正な個人情報の取り扱いに向けて組合の規約・規定・規則・マニュアル等を必要に応じて改定・整備し、執行部を始めとする組合の役職員に周知する。

第４条（利用目的）

組合は、組合員の個人情報の利用目的を次のとおりとし、この利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を取り扱う。但し、その範囲を超えて取り扱うことについて、あらかじめ本人の同意を得た場合及び法令により許される場合は、この限りでない。

(1) 労働組合活動上必要な通知・連絡・案内等を行うため

(2) 労使協議・交渉における基礎データとするため

(3) 組合内部の事務処理及び組合の管理運営のため

(4) 組合員が関係する災害、事故、傷病等について、組合として必要かつ適切な対応をとるため

(5) 組合員（家族含む）が労働組合の福祉（共済）事業を利用する際の事務処理のため

(6) 上記のほか、労働組合活動に必要な事項を処理するため

(7) 個別に通知又は容易に知りうる状態にした利用目的があるときは、当該利用目的のため

第５条（個人情報の取得）

組合は、個人情報を直接本人から取得するものとする。但し、以下の場合は、本人以外から取得することがある。

(1) 本人の同意を得て本人以外から情報を取得する場合

(2) 法令に定めがある場合

(3) 組合員の生命・身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合

(4) 組合員の雇用管理や福利厚生の提供に関する内容を各会社から取得する場合

(5) 本人から取得することにより、組合業務の適正な遂行に支障を生じ、その目的を達成することが困難と認められる場合

(6) 上記のほか、本人以外から情報を取得することに相当の理由がある場合

第６条（取得しない情報）

組合は、組合員の個人情報について、本籍地並びに政治的又は宗教的信条及び所属団体並びにその他の収集することが適切でない情報は取得しない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

(1) 法令に定めがある場合

(2) 特別な組合業務上の必要性があること、又はその他業務の適正な実施に必要不可欠であって、利用目的を示して本人同意のうえ取得する場合

第７条（個人情報の管理）

組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

２．組合は、個人情報の漏えい、紛失、改ざん等を防止するため必要かつ適切な安全管理を行う。組合活動に伴う実務を遂行するために提携や協力している企業や団体等に対しても、個人情報を適切に扱うことを要請する。

３．個人情報が記載された文書等の保管場所については、常時施錠しなければならない。

４．個人情報が記載された文書等の廃棄を行なう場合には、個人情報を判読不可能な状態にしなければならない。

５．個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合、組合は、個人情報保護委員会(注 1)への報告及び当該本人への通知を行う。

第８条（会社との共同利用）

組合は、以下のとおり、会社との間で組合員の個人データを共同利用する。尚、共同利用に当たっては共同利用のための覚書を会社と締結する。

⑴ 共同利用する個人データの項目：組合員の氏名・性別・生年月日・給与等・住所・郵便番号・電話番号・社員区分・社員番号・所属部署及び職場名・社内電子メールアドレス・組合加入状況・その他これらに類するもの

⑵ 共同利用する者の範囲：組合、各会社

⑶ 共同利用する者の利用目的：雇用管理事務、福利厚生事務、組合費の賃金控除、労働協約の適用範囲の確認、組合組織率の確認等

⑷ 共同利用する個人データの管理について責任を有する者：組合、各会社

注１：個人情報保護委員会とは、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保する為に内閣府の外局として設置された行政機関である。

第９条（上部団体との共同利用）

組合は、以下のとおり、上部団体であるＵＡゼンセンとの間で組合員の個人データを共同利用することがある。

⑴ 共同利用する個人データの項目：組合員の氏名・性別・生年月日・給与等・住所・郵便番号・電話番号・社員区分・社員番号・所属部署及び職場名・その他これらに類するもの

⑵ 共同利用する者の範囲：組合及びＵＡゼンセン

⑶ 共同利用する者の利用目的：ＵＡゼンセンの加盟組合としてＵＡゼンセンの協力・支援・要請・指導等を受けて行う労働組合活動及び福利厚生事務等

⑷ 共同利用する個人データの管理について責任を有する者：組合及びＵＡゼンセン

第 10 条（委託先への提供等）

組合は、第 4 条に記載した利用目的の達成に必要な範囲内において業務を円滑に進めるために、個人データの取扱いの一部を委託し、委託先に当該個人データを提供する場合がある。その場合、組合はその者に対して、名簿の管理や使用終了後の速やかな返却又は廃棄等について適切な措置を施すよう監督する。

２．委託先は、次に掲げる事項について義務を負うことを了承したものに限る。

⑴ 個人データを安全に管理し漏えい又は盗用しないこと

⑵ 再委託を行なう場合には、あらかじめ文書をもって組合に了承を得ること

⑶ 個人データの保管期間を明確にすること

⑷ 委託業務が終了した後は、個人データを返却又は破棄、削除すること。それが適切かつ確実になされたことを組合に報告すること

⑸ 委託業務の遂行に必要な範囲を超えて個人データの複写及び複製をしないこと

３．組合は委託先に対し、個人データの安全管理や委託業務終了後の速やかな個人データの返却又は廃棄等について、適切な監督を行う

第 11 条（第三者への提供）

次の各号のいずれかに該当する場合、組合は組合員の個人データを第三者に提供することがある。

(1) 組合員本人の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき

２．前項の規定にかかわらず、組合は、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(5) 本人の求めを受け付ける方法

３．組合が第三者に個人データを提供したときは、提供年月日や提供先の氏名又は名称等の記録を作成し一定期間保存する。

第 12 条（開示）

組合は、組合員から、当該組合員に係る個人データの開示を請求された場合、組合員本人であることを確認した上で、遅滞なく開示する。但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

２．組合は、前項の請求に係る個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該個人データが存在しないときは、組合員本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明する。

第 13 条（訂正、追加、削除）

組合は、組合員から、当該組合員に係る個人データの内容が事実でないとして、当該個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求された場合、組合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人データの内容の訂正等を行う。

２．組合は、前項の請求に係る個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、組合員本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。請求された措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、その理由を組合員本人に説明する。

第 14 条（利用停止、消去）

組合は、組合員から、当該組合員に係る個人データが利用目的による法令上の制限に違反して取り扱われている又は偽り、その他不正の手段により取得してはならない等の法令上の規制に違反して取得されたとして、当該個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求され、かつ、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人データの利用停止等を行う。但し、当該個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、組合員本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２．組合は、前項の請求に係る個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定

をしたときは、組合員本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。請求された措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、その理由を組合員本人に説明する。

第 15 条（第三者提供の停止）

組合は、組合員から、当該組合員に係る個人データが第 11 条１項の規定に違反して第三者に提供されているとして、当該個人データの第三者への提供の停止を請求され、かつ、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人データの第三者への提供を停止する。但し、当該個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２．組合は、前項の請求に係る個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、組合員本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。請求された措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、その理由を組合員本人に説明する。

第２章　付　則

第 16 条（疑義の解明）

この規定に関する疑義の解明は大会又は中央委員会又は評議員会で行う。

第17条（規定の改廃）

この規定の改廃は、大会又は中央委員会の決議によるものとする。

第 18 条（施行期日）

この規定は、2021 年 10 月 16 日より施行する。

ニチイグループ労働組合
〒101-0065
東京都千代田区西神田一丁目４番５号 東光電気工事ビル５階
ＴＥＬ０３－３２９４－１７８９
ＦＡＸ０３－３２９４－１７９０
Ｅメール　hello@nu-kirarin.com
ホームページ　http://www.nu-kirarin.com